

## 暴力団排除教育サポーターの勤務条件

区 分	内 容
職 名	暴力団排除教育サポーター
資 格 要 件	普通自動車運転免許(AT可)を有する者
任 用 期 間	毎会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内
再 度 の 任 用	任期ごとに採用試験を実施して、任用者を決定します。
勤 務 場 所	福岡県警察本部(福岡市博多区東公園7-7)
勤 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年に対する暴力団排除教育の実施</li> <li>(※)教育に関する知識は採用後に教養します。</li> <li>・ 暴力団排除教室に資する資料の作成等</li> </ul>
勤 務 日	月16日
勤務時間及び休憩時間	午前9時00分から午後5時15分まで(休憩時間60分) (※)各学校での教育時間に応じて、勤務時間をシフトする場合があります。
時間外勤務・休日勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務に従事する場合があります。</li> <li>・ 休日に勤務が割り振られる場合があります。</li> </ul>
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任用期間に応じて年次休暇を付与します。</li> <li>・ 特定の事由に該当する場合は、特別休暇を取得できます。</li> </ul>
給 料 ( 報 酬 ) の 額	日額約13,110円を支給します。 (※)給与条例の改正に伴い、金額が変更となる場合があります。
諸 手 当	条例及び規則の定めるところにより、地域手当等の各種手当に相当する額を報酬に加算して支給し、通勤手当に相当する額を費用弁償として支給します。要件を満たす場合は、期末手当、勤勉手当を支給します。
報酬等の支給方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬の支給日は、原則として勤務した翌月の21日です。</li> <li>・ 報酬の計算期間は、月の1日から末日までです。</li> </ul>
服 務	サービスの宣誓、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上のサービスに関する規定が適用されます。
分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法及び条例の定めるところにより、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
社 会 保 険	厚生年金保険法、雇用保険法が適用されます。
共 済 組 合	警察共済組合の組合員として、短期給付・福祉事業が適用されます。
公 務 災 害 補 償	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用されます。
備 考 ( 優 遇 措 置 )	採用試験時に、教員免許状(種別不問、更新講習未受講可、取得見込み可)を有する者への優遇措置あり
勤務内容に関する お問い合わせ先	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部 暴力団対策部組織犯罪対策課社会復帰対策係 電話 092-641-4141(内線4574)
登録申込書の送付先	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部 警務部警務課採用第三係